

伊予市過疎地域持続的発展計画（案）について（概要書）

【計画制定の経過】

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、伊予市全域が過疎地域として、いわゆる「みなし過疎」の指定を受けました。

これを受けて本市では、過疎地域における持続可能な地域社会の形成と、地域資源を活用した地域活力の一層の向上を図るため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「伊予市過疎地域持続的発展計画」を策定し、現在まで各種施策を推進してきたところです。この現行計画は、令和8年3月31日をもって終了することとなっています。

そのため、計画期間の終了に合わせて内容の見直しを行い、令和8年度から令和12年度までの5年間を新たな計画期間とする「伊予市過疎地域持続的発展計画」いわゆる「後期計画」を策定する必要があります。

この新計画により、引き続き本市全域を対象に、過疎地域の持続的な維持及び発展に向けた施策を、総合的・計画的に推進していくことを目指します。

【計画の概要】

以下の内容構成からなります。

1 基本的な事項

市の概況や人口、産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、地域の持続的発展のための基本目標、計画達成状況の評価に関する事項、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合について

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

3 産業の振興

農林漁業、商工業、情報通信産業その他の産業、観光及びレクリエーションについて

4 地域における情報化

5 交通施設の整備、交通手段の確保

6 生活環境の整備

上水道・下水道、し尿処理・ごみ処理・火葬場等、消防防災等について

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉等について

8 医療の確保

9 教育の振興

　幼児教育、学校教育、社会教育について

10 集落の整備

11 地域文化の振興等

12 再生エネルギーの利用の促進

※2～12 のそれぞれの項目について、現況と問題点、その対策、計画、公共施設等総合管理計画等との整合を記述。「3 産業の振興」のみ、産業振興促進区域及び振興すべき業種等について記載。

【添付資料】

- 伊予市過疎地域持続的発展計画（案）
- 伊予市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表